



POWER NOW
レンタルバッテリー

設置申込書 (店舗様記入用)

設置店舗様番号

※上記の番号は弊社が記入いたしますので、
空欄のまままで問題ございません。

店舗詳細 記入欄

会社名				部署名				
店舗名				担当者名				
住所				Tel				
				Mail				
設置場所	レジ付近、入り口付近etc…							
営業時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
設置可能時間	月	火	水	木	金	土	日	備考

納品物 記入欄

<input type="checkbox"/> NAS - 4	設置数	個	サイズ	(W)幅 170mm	(D)奥行 142mm	(H)高さ 186mm	スロット数 4口
<input type="checkbox"/> NAS - 8	設置数	個	サイズ	(W)幅 260mm	(D)奥行 210mm	(H)高さ 295mm	スロット数 8口
<input type="checkbox"/> NAS - 16	設置数	個	サイズ	(W)幅 260mm	(D)奥行 210mm	(H)高さ 409mm	スロット数 16口
<input type="checkbox"/> スタンド	設置数	個	サイズ	(W)幅 500mm	(D)奥行 400mm	(H)高さ 473mm	スロット数 0口
<input type="checkbox"/> 販促物 ※希望あればご記入ください	必要数	A4メニュー表		卓上POP		ポスター	

【口座情報】

銀行名：
口座名：
口座番号：

支店名：
口座種類：

他店舗導入可否 解答欄

紹介可否	会社名	担当者
可・否	店舗名	Tel・Mail

【設置基本契約】

PowerNow株式会社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、乙が運営管理する設置店舗の共用部に PowerNow モバイルバッテリーレンタルステーション（以下「ステーション」という。）のサービス事業を行う上で以下のことを契約する。（ステーションの設置について）

1. 甲は甲の所有するステーションを設置することとする。
2. 乙は、甲が設置するステーションの設置場所、設置台数、機種、設置時期等、意向、宣伝広告、その他定めのない事項については、甲と事前協議の上、甲の指示に従う。尚、機種選定にあたっては、甲、乙協議の上確定するものとする。
3. 甲は、ステーションの設置にあたっては、付属品も含め転倒防止等の安全措置を講ずる他、運営管理上支障のないことを乙と事前に確認のうえ実施するものとする。
4. 設置契約（以下「設置契約」という。）が成立した場合、乙に対し、本項の定める設置店基準に従い、設置設備から発生する純売り上げ金（売り上げ金から決済手数料差し引いた金額）の10%を分配金として乙に支払うものとする。
 - 1) 甲から乙へ支払う分配金は、月末締め翌々月末に銀行お振り込みで支払うものとする。
 - 2) 売り上げ金集計月の合計が5000円未満の場合、その支払いは翌月に繰り越され、支払い金額の合計が5000円以上となった場合に支払い対象になるものとする。
 - 3) 支払いの合計が契約から1年経過しても5000円を上回らない場合、設置から1年の時点で繰り越し分の分配金合計金額を支払うものとする。
 - 4) 支払いの際の振り込み手数料は乙の負担とする。

（ステーションの取扱いについて）

乙はステーションを設置する設置店舗でのステーションの運営について、以下のことに留意し誠意をもって運営することとする。

1. 設置店舗の営業時間内は、必ずステーションの電源を「ON」にすることとする。
営業時間内に関わらず、電源が「OFF」の状態が続いた場合機械を撤去することがある。
2. 乙はステーション本体に損壊が発生しないことと、清潔を保つことに最大限努めることとする。
3. ステーションの設置場所の変更、増設、入替、撤去及び移設を行う場合は、甲・乙協議の上実施する。変更の実施は、甲の指示書によるものとする。
4. 設置店舗の運営管理上の事由によりステーションの撤去又は移設の必要性が生じた場合は14営業日以内に甲に要請を行うものとする。
5. ステーションの撤去又は移設を行う際は、甲乙協議のうえで実施することとする。
なお、乙の責に帰する事由において移設または撤去を実施する場合の費用負担については乙の負担とする。
また、甲の責に帰する事由による撤去の場合は、甲は従前のステーション設置場所を別途定める原状のとおり回復するものとする。
6. 郵送での撤去に関しては送付先、梱包方法などについては甲の指示書に従うものとする。
7. バックヤード、カウンター下など来客者の目に届かない場所に勝手にステーションを移動させていた場合、即刻ステーションを撤去することとする。

（契約期間）

1. ステーションの設置期間は設置日から起算して1年間とする。
但し、設置店舗の閉店もしくはオーナー変更などのやむを得ない諸事情、もしくは使用頻度が著しく低い場合はステーションを事前に撤去する場合があることとする。

（ステーションの管理・運営関係）

甲及び乙がステーションの管理・運営に関して遵守すべき事項は次の各号のとおりとする。

1. ステーションに係る故障等の問い合わせの対応、商品補充、品質管理、売上金回収、保守、点検、修理、設置ステーションより発生するモバイルバッテリーの補充及び回収。その他ステーションに係る全ての事項（以下「ステーション運営業務」という。）については、甲がその責任において処理する。
2. ステーションが正常に稼働しない場合、甲は、速やかに修理その他必要な措置を講ずる。
3. 乙は、ステーション運営業務の遂行に当たっては、設置店舗の社員及び関係者にステーション運営業務について共有をし本設置基本契約に違反しないことに細心の注意を払うように努めることとする。
4. 甲は、ステーションに係る故障等の問い合わせに対し、緊急時も含めて速やかに対応できるよう、ステーションの見やすい場所に、連絡先の会社名及び電話番号等を記載した資料等を設置する事とする。
5. 乙は、ステーションの稼働に必要な電力を提供し負担する。
6. 乙は、ステーションの設置場所において、設置に伴う電力容量、加熱、漏電、混線等に十分注意するものとする。

（契約終了時のステーションの取扱いについて）

1. 甲は、契約期間の終了により本契約が終了する場合は、契約満了日までにステーションの撤去方法を乙に対し指示書にて指示し、乙はこれに従い撤去を実施することとする。
2. 乙は、甲の指示書に基づいた撤去を実施せず、ステーションに破損があった場合は、甲に対しステーションの代金を支払うこととする。
また、ステーションの代金に関しては、甲は乙にあらかじめ開示することとする。

上記記入事項、規約事項に同意したことをここに署名します。

日付 年 月 日 署名

印